

文書管理法（仮称）

文書管理法（仮称）に向けた全史料協の活動

全史料協副会長（国際資料研究所） 小川千代子

今年2月、福田康夫総理大臣は公文書管理担当大臣に上川陽子氏を任命し、3月には上川大臣のもとで「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」（以下、有識者会議）がスタートした。有識者会議の委員には、全史料協元会長・元神奈川県立公文書館長の後藤仁神奈川大学教授、『政策提言—公文書管理法の法整備に向けて』の編著者で公文書管理法研究会座長高橋滋一橋大学大学院教授、同研究会委員野口貴公美中央大学准教授、加藤陽子東京大学大学院准教授ら、文書館関係者になじみの名前が多い。座長は「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」座長の尾崎護氏、副座長に宇賀克也東京大学大学院教授である。有識者会議の事務を取り扱うのは、内閣府公文書管理検討室だ。各省横断的な公文書管理の在り方を検討するため設けられた内閣府、総務省の混成部隊と聞く。

振り返れば平成15年4月「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会」が設置され、その成果を受け同年12月に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が設置された。そして、平成16年1月19日の衆議院本会議における小泉純一郎内閣総理大臣の施政方針演説で、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」と述べたところから、今回の公文書管理法検討は見える形でスタートしたといつてよい。全史料協はこの直後の平成16年1月30日、福田官房長官（当時）あてに、「21世紀日本のアーカイブズに関する要望について」という要望書を提出した。この要望書には、法的整備、アーキビスト養成制度、ネットワーク化という三つの大項目を掲げ、それぞれに3点から4点

の望ましい具体的なあり方が詳述されている。今年になって、内閣府に公文書管理法の成立に向け急展開する状況をにらみつつ、2月開催の全史料協役員会ではこの動きに対し早急に全史料協の意思表示をする必要をみとめ、総務委員会にワーキンググループを設けた。メンバーは小松芳郎座長（松本市文書館長、総務委員）、安藤福平（広島県立文書館、総務委員）、君塚仁彦（東京学芸大学、資料保存委員）、松村光希子（国立国会図書館、会員）、小川千代子（国際資料研究所、副会長）の5名とした。すでに提出済の平成16年の要望書に盛り込んだ望ましい法的整備の在り方の詳細4項目をリマインドする意味で、1) 文書管理に関する法の制定と施策の確立、2) アーカイブズを保護する基本法の制定と施策の確立、3) アーカイブズの保存利用機関設置促進の法的整備と施策の確立、4) 専門職員の養成及び資格認定制度の確立の4項目を掲げた。

書面取りまとめでは、副会長の秋田県公文書館から貴重なご意見を賜った。5月12日には、村田茂会長、総務委員長（代理）、在京WGメンバー3名の総勢5名で内閣府を訪れ、上川大臣あて要望書を提出した。

今後、6月には有識者会議の中間報告が公表され、これに対する意見聴取も行われることとなろう。全史料協としては、今回提出した要望事項が中間報告にどれほど反映されているかについて注意深く観察したい。また、国民の共有財産たる公文書の適切な管理とともに、民間の所有にかかるあまたの保存を要する記録資料もまた、日本国民の文化遺産として適切に管理保存し続ける法的根拠ができるよう、歴史資料の保存利用の実務現場からの要望を働き掛けていきたいと考える。